

京都市告示第162号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上高野経477号線	左京区上高野畑町33番地の12地先から同町30番地の26地先まで	メートル 113.80	メートル 6.00 ~ 12.02
西京極経90号線	右京区西京極藪ノ下町6番地の5地先から同区西京極長町17番地地先まで	76.50	6.01 ~ 8.73
嵯峨緯324号線	右京区嵯峨鳥居本中筋町17番地の12地先から同町17番地の19地先まで	92.50	6.00 ~ 11.40
日野緯95号線	伏見区日野西大道町9番地の13地先から同町9番地の22地先まで	50.00	6.01 ~ 11.15
深草緯283号線	伏見区深草坊町19番地の3地先から同町3番地の6地先まで	81.40	6.00 ~ 11.50

(建設局土木管理部道路明示課)